別紙

諮問第1134号

答 申

1 審査会の結論

「『互助おほり』への記事登載について(平成29年2月15日付け通知(人1.監)第 295号)」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「警視庁の監察室の電話連絡先・メールアドレスが記載されている資料」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、警視総監が平成29年9月7日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2)審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

第一に、開示決定された書類においては、請求の核となる監察係の電話番号・メ ールアドレス等は全て黒く塗りつぶされている。この開示文書では監察係の連絡先 が全く分からず、請求人が開示請求した目的が全く達せられないので、これらの部 分の開示をすべきである。

第二に、平成29年9月7日付の一部開示決定通知書によると、上記電話番号等の 非開示の理由が条例7条6号に該当するとのことであるが、審査請求人としては当 該電話番号等は非開示情報として条例7条6号に列挙されているイからへまでの いずれにも該当しないと考える。とすれば、非開示情報記載部分を除いた上での全 ての公文書の開示を規定した条例 7 条本文に基づいて、これらの電話番号等の情報 も審査請求人に開示すべきである。

イ 意見書における主張

東京都公安委員会は、理由説明書「4 本件処分の妥当性」の(2)第二段落で、「本件非開示部分のうち監察係の警察電話を公にすると、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と主張しているが、逮捕権を行使する警察を相手にこのような度を越えた電話連絡を行う者はいないと考えられる。また、監察係は警察の職務執行が適正に行われているかを調査する部署であるから、警察外部者からの通報も不正・問題事案の貴重な情報源となるはずである。よって、監察係の警察電話等を公にした方が外部の監視の目が入り、警察業務の適正な監察の実現に資するから、東京都公安委員会の主張は失当である。

東京都公安委員会は、理由説明書「4 本件処分の妥当性」の(3)第二段落で、「条例第7条第6号のイからへまでは、公にすることにより生ずる典型的な支障を例示的に列挙したものであり」と主張しているが、情報公開の推進を掲げている条例前文の趣旨・理念を勘案すると、非開示とする情報は明文上の規定があるものに限定すべきであるから、条例7条6号のイからへまでの項目は例示列挙ではなく、限定列挙であると解釈すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1)審査請求人は、警視庁情報公開センター窓口において、「開示請求に係る公文書の件名又は内容」を「警視庁の監察室の電話連絡先・メールアドレスが記載されている資料」とする開示請求書を提出した。請求内容について確認したところ、審査請求人は、警察職員の非違行為について通報したい旨申し立てたことから、いわゆる外部通報制度や苦情制度について説明したところ、審査請求人は広聴担当に連絡しても意味がないから監察係に直接連絡するための電話番号及びメールアドレスを請求する旨申し立てたので、本件対象公文書を特定し、一部開示決定とした。

(2) 非開示部分のうち、監察係の警察電話を公にすると、警察関係者以外の者が当該番 号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、 緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ る。

また、非開示部分のうち、通報窓口の専用電話、警察電話及びメールアドレスを公にすると、警察職員及び家族等以外の者が当該電話番号又はメールアドレスに連絡するなどして、警察職員及び家族等の悩み・困りごと・風評に係る通報を受理する事務が妨害され、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示部分は条例7条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1)審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成30年 3月 2日	諮問
平成30年11月21日	実施機関から理由説明書収受
平成30年12月20日	審査請求人から意見書収受
平成30年12月21日	新規概要説明(第168回第三部会)
平成31年 1月22日	審議(第169回第三部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体 的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して、「『互助おほり』への記事登載について(平成29年2月15日付け通知(人1.監)第295号)」(以下「本件対象公文書」という。)を対象公文書として特定し、「専用電話」、「警察電話」及び「メールアドレス」については、条例7条6号に該当するとして一部開示決定を行った。

イ 条例の定めについて

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しく は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることによ り、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

ウ 本件非開示部分の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書は、警視庁警務部人事第一課長から警視庁職員互助組合事務局長宛ての通知文書であり、その内容としては、警視庁職員互助組合が発行している部内資料の「互助おほり」に、不祥事案防止を目的として警視庁職員及び家族等からの通報を受理する窓口(以下「通報窓口」という。)に関する記事の登載を依頼するものである。そして、非開示部分は、警視庁警務部人事第一課監察係の警察電話の内線番号(以下「本件非開示情報1」という。)と、通報窓口の専用電話番号、警察電話の内線番号及びメールアドレス(以下「本件非開示情報2」という。)である。

実施機関によると、本件非開示情報1及び本件非開示情報2は、一般に公にして おらず、「互助おほり」については、警視庁職員互助組合の組合員である警視庁職 員等に向けて発行されているものであり、一般には公表されていないとのことであ る。

そこで、審査会が検討したところ、本件非開示情報1については、公にすることにより、警察関係者以外の者がいたずらや偽計目的で電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等の警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

本件非開示情報2については、公にすることにより、警察職員及び家族等以外の者がいたずらや偽計目的で電話やメールで連絡するなどして、通報窓口の事務が妨害されるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、竇金 敏明、山田 洋